

平成20年4月から平成21年3月の国民年金保険料の月額、年金制度の安定した運営を図るため、月310円引き上げられ14,410円になります。

◇平成20年度保険料額（年間）172,920円（14,410×12ヵ月）

	口座振替	現金納付
定額納付 （1年）	169,300円 （▲3,620円）	169,850円 （▲3,070円）
定額納付 （半年）	85,480円 （▲980円）	85,760円 （▲700円）
定額納付 （早割）	14,360円 （▲50円）	—

	4分の3納付	半額納付	4分の1納付
月 額	10,810円	7,210円	3,600円
半年前納	64,330円 （▲530円）	42,910円 （▲350円）	21,420円 （▲180円）
3月～6月前納	42,800円 （▲210円）	28,540円 （▲140円）	14,260円 （▲70円）
7月～3月前納	96,030円 （▲1,260円）	64,050円 （▲840円）	31,980円 （▲420円）

※多段階納付の前納は、現金納付の場合に限られます。

お得な口座振替にしてみませんか。

便 利

安 心

確 実

口座振替が便利です！

国民年金保険料を納める方法には、社会保険庁から送られてくる納付書により金融機関などで納める方法と、口座振替などにより納める方法があります。

口座振替を利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく便利です。

口座振替で前納するとおトクです！

当月末の 口座振替（早期）	保険料を当月末の口座振替（早期）にすると 月々 50円 （年間 600円 ）のお得！
1年分の 口座振替前納	1年度分（4月分～翌年3月分）の保険料を口座振替により前納すると、 現金で月々保険料を納付した場合に比べ、 年間 3,620円 のお得！
6ヵ月分の 口座振替前納	6ヵ月分（4月分～9月分、10月分～翌年3月分）の保険料を口座振替により前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ それぞれ 980円 （年間 1,960円 ）のお得！

● ご注意ください！ ●

☆口座振替の開始月までは、1～2ヵ月かかります。

口座振替の開始月は、「国民年金保険料口座振替のお知らせ」でお知らせいたします。
開始月までの保険料は、現金での納付をお願いします。

※早割制度を利用される場合は、口座振替の開始月からの適用となります。

☆早割制度の初回は2ヵ月分を振替します。

（例）3月に当月末振替（早割）を社会保険事務所で受け付けた場合、
初回の4月末に3月分の14,100円（定額）と4月分の14,360円（割引後）の
28,460円が振替されます。

詳しくは、玉名社会保険事務所までお尋ねください。

ここが変わる国民年金！
平成20年4月から平成21年3月の
国民年金保険料の月額は14,410円です。

問い合わせ先

本 庁
税務住民課国保年金係
内線519

総合支所
税務住民課住民係
内線751

ねんきん特別便が送られています。

基礎年金番号に結びついてない「宙に浮いた」年金記録約5000万件の持ち主を探すため、昨年12月から「ねんきん特別便」が送られています。以下は、一つの記載例です。「ア」「イ」「ウ」の見方を参考に「ねんきん特別便」が届きましたらご自身の年金記録に記載もれや誤りがないかをご確認のうえ、必ずお手続きくださいようお願い致します。

② 番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名簿	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	船保	ABC船保	昭和37. 4. 1	昭和46. 10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和46. 10. 1	昭和58. 10. 1	144
3	厚年	年金館山株式会社	昭和59. 10. 1	昭和61. 11. 1	25
4	厚年	東京株式会社	平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	24
5	共済	〇〇共済組合	平成10. 4. 1	平成13. 8. 1	40
6	国年	国民年金	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8



まずは記録をご確認ください！
記録の確認は右の3つの方法で

年金受給者の方々は平成20年4月から5月までの間に
現役加入者の方々は平成20年6月から10月までの間に

**注
意**

「ねんきん特別便」に関して、ATMの操作をお願いすることはありません。
「ねんきん特別便」は登録してある住所に送付します。
住所変更があった場合は速やかに手続きを行ってください。

1. 社会保険事務所で

【受付時間】

- 月～金曜日：午前8：30から午後5：15
- 第二土曜日：午前9：30から午後4：00

相談窓口延長及び休日の相談窓口開庁については、施設の状況等により実施できない場合がありますので、恐れ入りますが来所される前には、熊本社会保険事務局ホームページ (<http://www.sia.go.jp/kumamoto/>) 等で事前確認をお願いいたします。

2. お電話で



「ねんきん特別便専用ダイヤル」

0570-058-555

※IP電話、PHSからは

「03-6700-1144」へ

【受付時間】

- 月～金曜日：午前9：00から午後8：00
- 第二土曜日：午前9：00から午後5：00

3. インターネットで（ユーザーID・パスワード）

現役加入者の方は、社会保険庁ホームページから、ユーザーID・パスワードをお取りいただければ、同じホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

平成8年12月以前に**旧姓**で年金に加入していた方は、以前の記録が統合されていないことがあります。

結婚で姓が変わった人は要注意です。

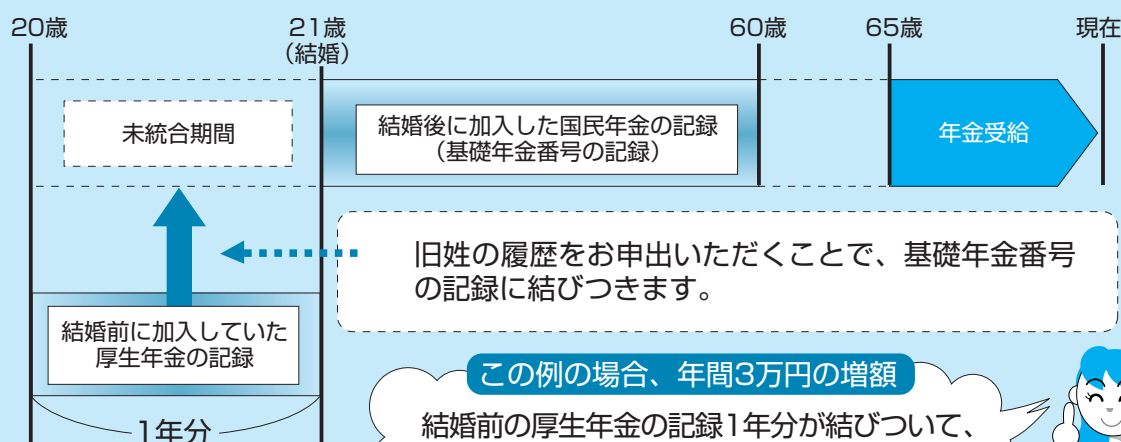
【500万件が旧姓の方！！】

- 結婚等により氏名を変更されている方々の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5000万件」のうち500万件を超えることが見込まれています。

【ご協力をお願いします】

- これからの年金記録は、国民の方々お一人お一人に旧姓の申出をいただくことにより、皆様の記録に速やかに結びつけることができます。ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

（例）A子さん（67歳）が結婚前の厚生年金1年分を統合した場合



※一つの例であり、実際には様々なケースがあります。

※平成9年1月以降にはじめて年金に加入された方は、基礎年金番号制度の導入により、年金記録が一元的に管理されておりますので、ご安心ください。